

# 糸満市コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

糸満市教育委員会

## 1 コミュニティ・スクールとは

「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、子どもたちを取り巻くさまざまな教育課題を解消するため、学校と保護者、地域の皆さんと一緒に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで「地域とともににある学校」を実現するための仕組みです。

## 2 コミュニティ・スクールの主な3つの役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

## 3 コミュニティ・スクールの意義

- (1) 「地域とともににある学校」への転換  
「開かれた学校」から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子供たちを育みます。
- (2) 「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築  
地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく体制を一体的・総合的な体制として構築します。
- (3) 「学校との協働による地域活性化」の推進  
学校との協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図ります。

## 4 学校運営協議会の委員について

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなります。実質的に活発な論議を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していく委員を選定することが重要です。

- 「糸満市学校運営協議会規則」（第8条）において協議会の委員について定めており、次のような構成です。
- (1) 対象学校の通学区内の住民 (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 対象学校の校長
  - (5) 対象学校の教職員 (6) 学識経験者 (7) その他、教育委員会が適当と認める者

## 5 コミュニティ・スクールのメリット・魅力

- (1) 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性  
→ 校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制が継続できる「持続可能な仕組み」です。
- (2) 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり  
→ 学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

### (3) 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

→ 校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

#### 子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

#### 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材の活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

#### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

#### 地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的につながり、地域のよりどころとなります。
- 学校との協働により地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

#### <「地域とともにある学校」と地域との連携・協働の姿>



### 6 地域とともにある学校運営に欠かせない3つの機能

地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」、「協働」、「マネジメント」の3つがあります。学校運営協議会は、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基礎となります。

## 熟議

熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら課題解決を目指す対話のことをいいます。活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

### 「熟議」のプロセス

- 多くの当事者（教員、保護者、地域住民等）が集まって、
- 課題について学習・熟慮し、議論することにより、
- 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

### 「熟議」のテーマ例

- 子供たちがどう育ってほしいか
- 学校と地域が一緒にやれることは
- 子供たちの学力を向上させるには
- 地域に貢献できることは何か
- 登下校時の安全をどう確保するか

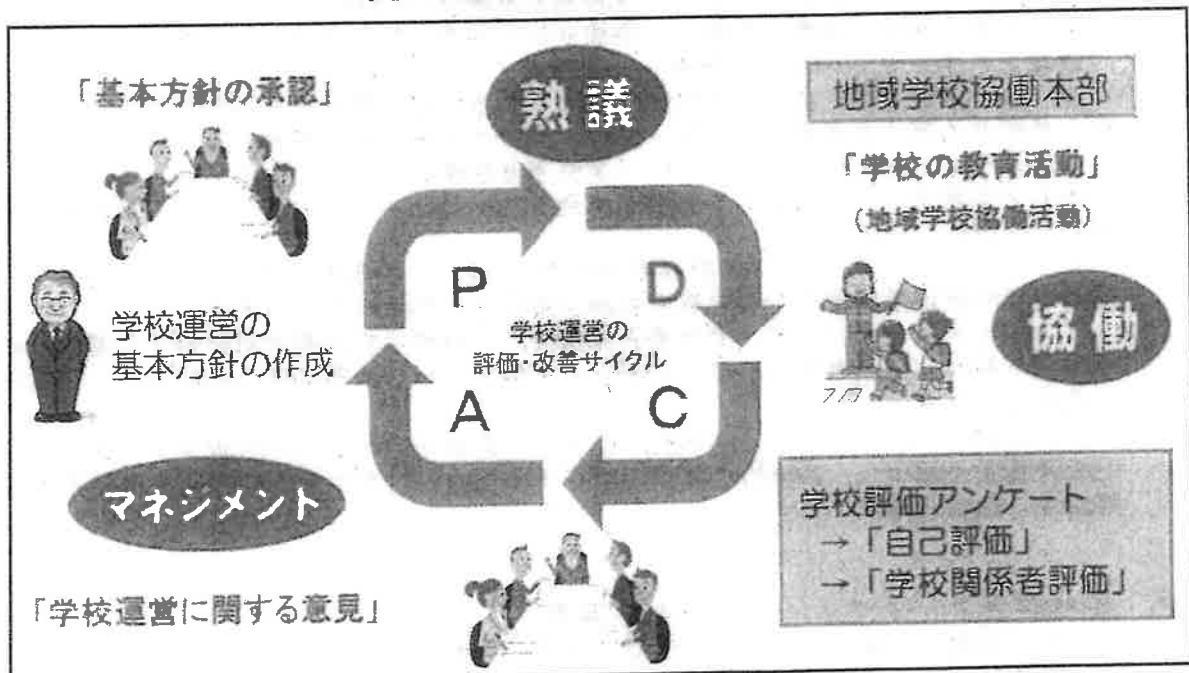
## 協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切です。

## マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向けて学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要です。

### ＜学校のPDCAサイクルと学校運営協議会＞



### 7 地域学校協働本部との連携・協働について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「地域学校協働本部」と双方が機能することが重要です。地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になることで、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「一体的」に取り組む推進体制を構築することができます。

## ＜学校運営協議会と地域学校協働本部の推進体制＞



## 8 糸満市コミュニティ・スクール導入について

本市教育委員会は、平成24年1月に高嶺小学校及び高嶺中学校、平成26年4月に糸満中学校をコミュニティ・スクール（学校運営協議会）に指定し研究を進めてきました。

学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で将来を担う子供たちの成長を支えていく「地域とともにある学校」を推進し、地域の人々が、「わったーしまの わったー学校」という当事者意識を持って学校運営に参画する体制の構築及び各中学校区における小中一貫教育の導入を見据えた学校・家庭・地域の協働体制の基盤づくりのため、次の4点を踏まえコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入します。

- (1) 令和2年度までに、市立小・中学校の全校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入します。
- (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を全小・中学校に導入することにより、既存の学校評議員制度から学校運営協議会制度への発展的移行を実施します。
- (3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として効果的に連携・協働し、両輪となって相乗効果を發揮していく体制の構築を図ります。
- (4) 各中学校区において、小・中学校がめざす子供像を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす小中一貫教育の導入を見据えた学校運営協議会の設置を検討します。

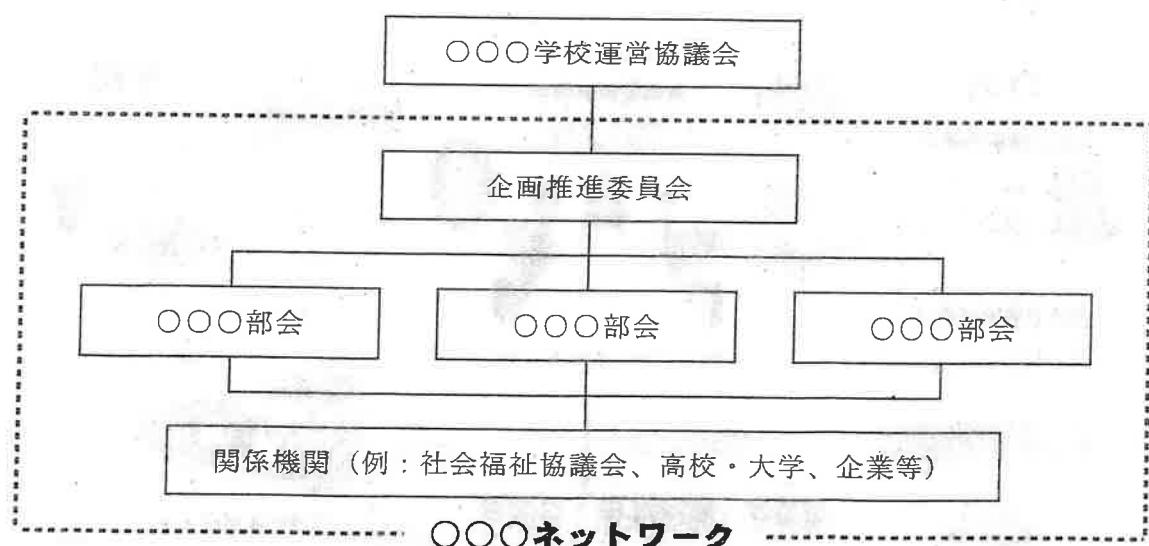
## 9 糸満市コミュニティ・スクールの目標

- (1) 既存の組織や仕組みを生かし、学校や地域の実情に応じた「地域で創る地域の特色ある学校づくり」を行います。
- (2) 家庭や地域の人々が学校運営に「参画」することで、校長や教職員の異動に左右されない組織的・継続的な連携・協働体制を確立します。
- (3) 学校を支援する地域住民や団体等を「地域学校協働本部」として組織化し、個別の活動から総合化・ネットワーク化した活動へ転換します。
- (4) 地域住民同士つながりのある地域環境を構築し、子供たちの安心・安全な生活を実現します。
- (5) 義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育をめざす小中一貫教育の基盤となる活動を展開します。

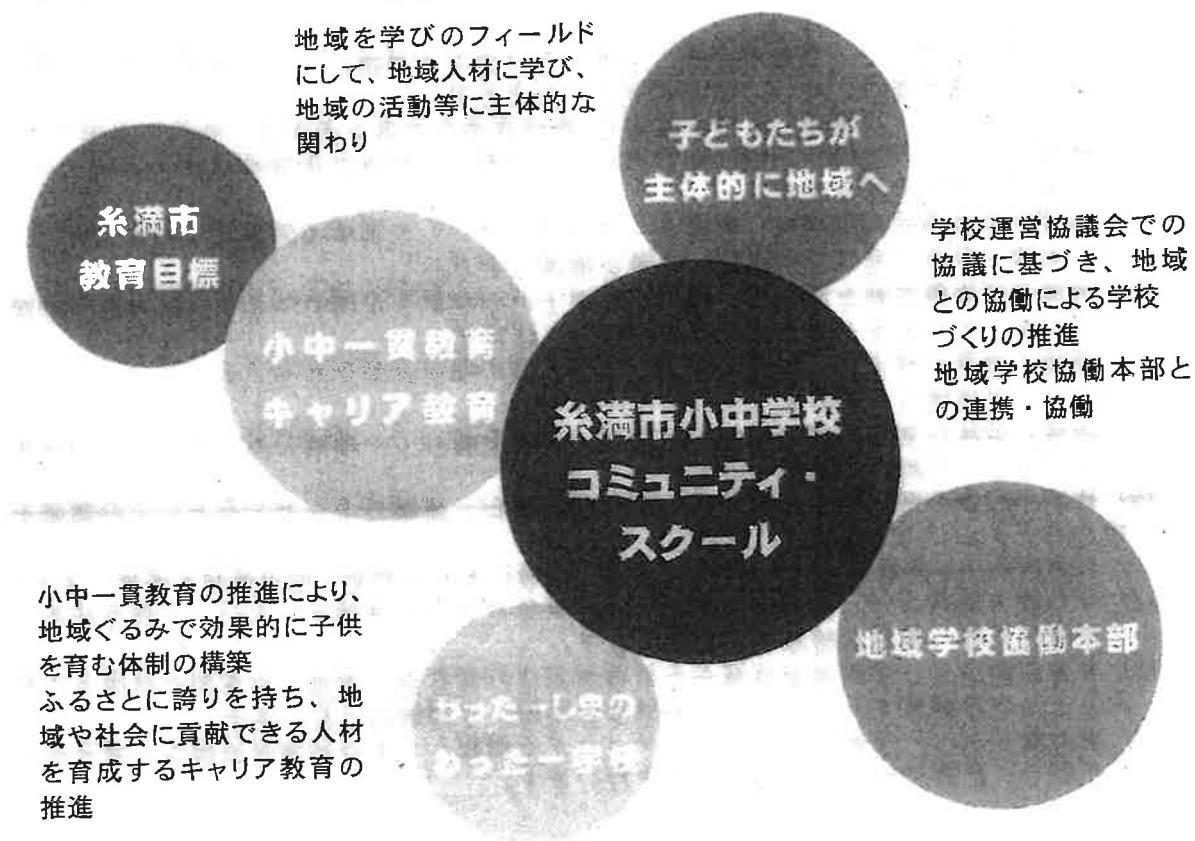
## 10 糸満市コミュニティ・スクールの具体的取組

- (1) 学校・家庭・地域で「めざす子供像」や「学校の課題」等を共有し、共通の目標を設定します。
- (2) 「熟議」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題について理解を深め、関係者がみな当事者意識を持って課題解決につなげます。
- (3) 地域の協力により教師の負担を軽減し、教材研究や子供と向き合う時間を確保する。
- (4) 多様な人々との交流や体験活動を通して、子供たちの自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- (5) 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と地域連携担当教師を窓口にして、地域と学校の効果的な連携・協働を推進します。
- (6) 地域学校協働活動を通して、地域住民同士のつながりを深めるとともに自己の経験を活かすことで生きがいや自己有用感につなげます。
- (7) 地域の産業や歴史・文化等の学習で地域人材や地域資源を活用することで、自分の住んでいる地域の良さの気づきにつなげます。
- (8) 地域の伝統行事や清掃活動等への参加・参画を通して、地域の担い手としての自覚やふるさとへの誇りを醸成します。
- (9) 地域の行事や活動等で学校施設の活用を促進し、地域のよりどころとしての機能を持たせます。
- (10) 保護者同士や地域の人々との協力により、地域における防犯・防災体制を構築します。
- (11) 学校運営協議会は、協議の結果について学校だよりや学校ホームページ等を活用して地域住民等へ情報を積極的に提供します。
- (12) 教育委員会は、学校運営協議会や教職員向けの研修会の実施、好事例の発信を広報いとまんや糸満市ホームページ、新聞等を活用して積極的に行います。
- (13) 教育委員会は、定期的にCSミーティングを開催し、各学校運営協議会の運営状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行います。

## 11 学校運営協議会の組織図（例）



## 12 糸満市コミュニティ・スクールのつながり



## 13 糸満市コミュニティ・スクールのイメージ

